



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 道路の区域の決定（道路管理課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 防災街区整備事業組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（農業研究センター）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課）…………… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第536号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査日時	検査場所
糸満市	平成29年12月12日（火曜日）午前10時から午後3時まで	西崎一丁目集会所
	平成29年12月13日（水曜日）午前10時から午後3時まで	真壁公民館

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第537号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第580号で同意の認定をした竹富加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成29年11月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城辺下地線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
宮古島市城辺字下里添216番9から 宮古島市上野字野原433番1まで	11.0m ~ 45.9m	1,924.0m

沖縄県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成29年11月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 390号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字白保759番2から 石垣市字白保766番1まで	14.4m ~ 35.5m	69.2m
新	石垣市字白保759番2から 石垣市字白保766番1まで	14.4m ~ 50.8m	69.2m

沖縄県告示第540号

密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成33年3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更認可の年月日 平成29年11月1日

公

告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年11月10日

沖縄県農業研究センター所長 新 里 良 章

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高性能牽引トラクター及び高機動力中型トラクター 一式（数量は、仕様書による。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県農業研究センター 糸満市字真壁820番地
- 3 落札者を決定した日 平成29年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 落札金額 39,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年8月18日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年10月3日
(2) 商号名 有限会社当間産業
(3) 代表者名 城間康宏
(4) 所在地 南城市大里字仲間622番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第6729号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年10月3日
(2) 商号名 有限会社川平組
(3) 代表者名 川平賀信
(4) 所在地 南城市大里字仲間467番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第1392号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年10月4日
(2) 商号名 またよし工業
(3) 代表者名 又吉勇
(4) 所在地 沖縄市高原四丁目12番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9773号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年10月10日
(2) 商号名 町田工業
(3) 代表者名 町田宗則
(4) 所在地 金武町字金武4051番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10818号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成29年10月16日
(2) 商号名 株式会社丸真組
(3) 代表者名 眞志取健一
(4) 所在地 那覇市古波蔵3丁目18番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第1219号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年10月16日
(2) 商号名 有限会社砂光
(3) 代表者名 砂川吉一
(4) 所在地 宮古島市城辺字福里1475番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9827号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年10月17日
(2) 商号名 照屋鉄筋工業
(3) 代表者名 照屋全和
(4) 所在地 うるま市字塩屋492番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第10786号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年10月17日
(2) 商号名 三栄木工所
(3) 代表者名 比嘉幸夫
(4) 所在地 沖縄市知花五丁目27番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第7324号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年10月17日
(2) 商号名 株式会社松川建設
(3) 代表者名 松川道乃
(4) 所在地 宮古島市平良字久貝1062番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第497号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年10月17日
(2) 商号名 松川住宅設備株式会社
(3) 代表者名 松川盛勇
(4) 所在地 石垣市浜崎町二丁目6番地38
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第9789号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月6日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成29年10月31日次のとおり通知があった。

平成29年11月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 事件

- (1) 2017年年末一時金の支給割合を全職員2.4ヶ月とするとともに、一律30,000円を加算して支給すること。全職員には一時金が支給されない定年後嘱託職員等を含む。有期雇用職員への支給についても全職員と同等とすること。
- (2) 放射線室の準夜手当及び当直手当の引上げ、介護職の介護夜勤手当及び介護事業所の看護夜勤手当の引上げ、事務職手当の新設並びにその他手当の引上げ
- (3) 定年年齢を65歳まで引上げ
- (4) 労働時間管理体制の明確化及び週休2日制の早期導入

2 期間 平成29年11月14日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、生協デイサービスとよみ、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、うらそえ虹薬局、みさと虹薬局及びこくら虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月10日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1那覇学区の部大平特別支援学校の項中「石田」の次に「、城北、石嶺」を加え、同表島尻学区の部島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「、首里、城北及び石嶺」を「及び首里」に改め、「石田」の次に「、城北、石嶺」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--